令和８年度

道路除雪実施計画書

南　砺　市

南砺市道路除雪対策本部
建設維持課

電話（０７６３）２３－２０２２

目　　次

Ⅰ　基本方針
　１．目　的　2
　２．計画の重点　2
Ⅱ　道路除雪体制
　１．道路除雪対策本部　2
　２．道路雪害対策本部　2
　３．関係機関　2
Ⅲ　道路除雪計画路線
　１．道路除雪実施計画路線総括　4
　２．道路除雪エリア・除雪共同企業体　4
　３．除排雪機械の配備計画
　（ア）除雪格納庫　5
　（イ）除排雪機械の配備　6
Ⅳ　除雪実施計画
　１．除雪体制設置基準　6
　２．除雪実施計画路線区分　7
　３．除雪出動基準　7
　４．除雪パトロール　7
Ⅴ　計画の内容
　１．除排雪の強化　8
　２．路面凍結対策等の強化　8
　３．歩道除雪の推進　8
　４．地域ぐるみ除排雪活動の推進　9
　５．除雪情報収集連絡体制の強化　9
　６．一般住民に協力を要請する事項　9
　７．豪雪時における除排雪体制の強化　9
　８．雪捨場の確保　１０

道路除雪実施計画

Ⅰ　基本方針

１．目　　的

道路は、市民の日常生活や産業経済活動を支える最も重要な施設である。

この計画は、冬期間の降積雪時における道路交通の確保について、市管理道路の除排雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、市民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ることを目的とする。

令和８年度道路除雪計画は、過去の教訓を生かし、住民ニーズにあったより効率的な除排雪の実施に努めるものとする。

２．計画の重点

歩道除排雪や路面凍結対策の推進など、冬期路面管理の充実を図る。また、他の交通機関との連携を図りながら交通確保に努める。

Ⅱ　道路除雪体制

１．道路除雪対策本部

富山地方気象台が発表する気象情報を参考とし、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を図るため、１１月１３日から翌年３月３１日まで、道路除雪対策本部をふるさと整備部内に設け、本部長（ふるさと整備部長）の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

組織内容

除雪対策本部長	ふるさと整備部長
実　施　部　長	建設維持課長、都市整備課長
実　施　班　長	建設維持課 道路維持係長、公園・河川係長、 都市整備課 道路街路係長、都市計画・用地係長
実　施　班　員	建設維持課、都市整備課
担　　当	南砺市道路除雪共同企業体等

２．道路雪害対策本部

異常気象で市長が特に必要と認めたときは、道路交通の確保が十分行われるよう、除雪対策本部を道路雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

３．関係機関

国道・県道

富山県砺波土木センター	道路維持班	２２－３５２６
	道路施設班	２２－３５４８

事故の情報

南砺警察署	５２－０１１０
井波幹部交番	８２－０１１０
福野交番	２２－２０１９
井口駐在所	６４－２３１０
利賀駐在所	６８－２１１０
城端交番	６２－０１１０
平駐在所	６６－２１１０
上平駐在所	６７－３１１０

南砺消防署（利賀分遣所）	５２－０１１９
東分署	８２－０１１９
五箇山出張所	６７－８１１９

関係団体（用水管理・除雪協議会）

小矢部川上流用水土地改良区	５２－０８４９
南砺市土地改良区	６２－８６６６
庄川上流用水土地改良区	２２－２３７３
城端除排雪協議会	

各自治会等

Ⅲ　道路除雪計画路線

１．道路除雪実施計画路線総括

今冬は、市管理道路延長１，３３９．８㎞のうち、冬期の市民生活や事業活動に影響のない一部山間地道路等を除く８５８．１㎞（６４．０％）を機械除雪および消融雪により交通の確保を図る。

道路除雪計画路線　総括表　（単位：ｋｍ）

除雪区分 / 機械・消雪別	第１種	第２種	第３種	（他）	計
車道　機械除雪路線	210.1	166.4	331.9	22.9	731.3
車道　消融雪路線			126.4	0.4	126.8
車道　除雪　計			834.8	23.3	858.1
歩道　除雪　計			82.8	―	82.8
流雪溝延長			26.0	―	26.0

＊道路除雪実施計画路線の決定

市内の主要幹線道路を主体として、隣県及び隣接市町村との連携・物資の輸送及び民生の安定を図るうえに重要な路線について、交通量、道路状況、延長、幅員、線形、沿道の状況及び気象条件、通学路等の諸要素を勘案して決定した。

２．道路除雪エリア・除雪共同企業体

南砺市内を１０のエリアに分割し、エリア毎に建設業者を中心とする除雪共同企業体で道路除雪業務を行う。

地域	除雪範囲	企業体名	構　成　社　名	社数
城端	全　域	城端共企体	㈲山本土石・安達建設㈱・㈱健名組・中越興業㈱・つくばね建設㈱	5
平	全　域	平共企体	㈱岡部・㈱中村組・㈱高清組・㈱池田組・谷畠建設㈱・㈱長田組・㈱出島組	7
上平	全　域	上平共企体	丸長建設㈱・㈱羽馬・荒井建設(資)・㈱長田組・㈱出島組	5
利賀	全　域（口山地区除く）	利賀共企体	野原建設㈱・㈱野原組・越飛建設㈱・米澤工業㈱	4
井波	全　域（利賀口山地区含む）	井波共企体	㈱斉藤組・㈱藤井組・中山工業㈱・野原工業㈱・藤井工業㈱・タカハタ工業㈱・三栄興業㈱・辻建設㈱南砺支店・㈱南設・㈱横川組・勢田土石㈱	11

井口	全　域	井口 共企体	㈱藤井組・安達建設㈱・㈱健名組・ ㈱斉藤組・つくばね建設㈱	5
福野	全　域	福野 共企体	梅本建設工業㈱・アルカスコーポレーション㈱・ 東洋道路興業㈱・ 川田建設㈱北陸支店・㈲清水重建・ ㈲サカタニ造園土木・笹嶋工業㈱・ ㈱神能工務店・寺西建設・㈲丸八工業・ 中越産業㈱・信栄工業㈱	12
福光	福光・吉江・ 石黒・広瀬・ 北山田・山田	福光 A 共企体	㈱森組・㈱土居建設・田中組・ パイオニア建設㈱・得能建設工業㈱・㈱福光組・ 片山工業㈱・㈱丸泉・チューモク㈱・ 中越鉄工㈱	10
	広瀬舘・西太 美・東太美・太 美山・南蟹谷	福光 B 共企体	松本建材㈱・土山建設㈱・上坂建設㈱・ 立野原建設㈱・㈱石田組・笹嶋工業㈱・ ㈱佐藤渡辺福光営業所	7
	糸谷国見線他	㈱医王アローザ		1

３．除排雪機械の配備計画

（ア）除雪格納庫

地域	施　設　名	施設所在地
城端	城端地域除雪車格納庫	立野原東（京塚）
	泉沢除雪機械格納庫	泉　沢
	除雪格納庫（旧城端消防署前）	泉　沢
	除雪格納庫（旧川平倉庫）	城端（野下）
平	上梨除雪機格納庫	上　梨
	祖山機械格納庫	祖　山
	小来栖除雪機格納庫	小来栖
	平地域格納庫	渡　原
上平	上平細島１除雪機械格納庫	細　島
	上平細島２除雪機械格納庫	細　島
	漆谷除雪機械格納庫	漆　谷
利賀	上百瀬除雪機械格納庫	上百瀬
井波	井波高瀬除雪機械格納庫	高　瀬
井口	蛇喰除雪機械格納庫	蛇　喰
福野	南砺市福野高瀬防雪管理棟	三清西
	南砺市福野西部防雪管理棟	柴田屋
	南砺市柴田屋除雪機械格納庫	柴田屋
福光	南砺市福光除雪ステーション	才川七（イオックス）
	南砺市福光除雪機械置場	田中高架橋下

（イ）除排雪機械の配備計画

地域	区　分	ロータリ除雪車	除雪トラック	除雪グレーダ	除雪ドーザ	小型ロータリ除雪車	ハンドガイド式	凍結防止剤散布車	台数計
城端	貸与	3	2	1	10	2			18
	常時借上				4				4
平	貸与	7			2			1	10
	常時借上				6				6
上平	貸与	4			1	1		1	7
	常時借上				2	1			3
利賀	貸与	3			4			1	8
	常時借上				2				2
井波	貸与	1	1	1	14	3		1	21
	常時借上				7				7
井口	貸与		1		2	1			4
	常時借上								0
福野	貸与	1	2	1	11	3	2		20
	常時借上				1				1
福光Ａ	貸与	1	4	1	12	3	2		23
	常時借上				2				2
福光Ｂ	貸与	2	1	1	7			1	12
	常時借上								0
アローザ	貸与								0
	常時借上	1			1				2
計	貸与	22	11	5	63	13	4	5	123
	常時借上	1	0	0	25	1	0	0	27
	計	23	11	5	88	14	4	5	150

＊予備車（ロータリ除雪車：1台、小型ロータリ除雪車：1台、除雪トラック：1台、除雪ドーザ：2台）除く。

＊降雪・積雪状況に応じて民間機械の臨時借上を行う。

Ⅳ　除雪実施計画

１．除雪体制設置基準

各除雪体制設置の基準は次表のとおりとする。

配備	体　制	降雪の状況	活　動　内　容
準　備	準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	除雪の出動準備 職員待機
第１配備	平常体制	降雪１０ｃｍ以上	出動基準に基づき除雪出動 雪捨場の準備・開設 除雪計画路線区分（第１種～第３種）
第２配備	警戒準備体制	降雪３０ｃｍ ～ ７５ｃｍ	最重点・緊急確保路線における拡幅除雪、交差点部の排雪 情報連絡の強化 除雪計画路線区分（第１種～第２種）
第３配備	警戒体制	降雪７５ｃｍ以上	必要箇所の拡幅除雪・排雪 情報連絡の強化 除雪計画路線区分（第１種）
山間部（主に平・上平・利賀）	準備体制～警戒体制	降雪状況により判断	１日で 30～75cm 以上の降雪日が頻繁にあることから、降雪状況に応じた除雪体制を実施する

２．除雪計画路線区分

道路除雪計画路線は、交通量等を勘案して次の３段階に区分し、各区分の除雪目標、除雪作業の標準は次のとおりとする。

なお、第１種路線のうち特に交通量の多い路線にあっては、下記除雪目標にかかわらず異常降雪時においても、常時交通の確保をはかるものとする。

区　分	区分の目安 （目安交通量）	除　　雪　　目　　標
第１種	1000 台以上／日	原則として２車線の幅員を確保し、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 豪雪時は降雪後３日以内に１車線を確保する。
第２種	500～1000 台未満／日	原則として１車線以上の幅員を確保し、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時においては降雪５日以内に１車線幅員で必要な待避所を確保する。
第３種	500 台未満／日	原則として１車線幅員を確保する。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。
消融雪路線		消雪装置が設置された道路
春季除雪路線		冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路

３．除雪出動基準

各除雪作業における出動基準は、原則として次表のとおりとする。

区　分	基　　準
新雪除雪	新降雪深が 10cm を超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
圧雪処理	１路面圧雪厚が 10cm を超えるとき。 ２路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状況が見込まれるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により路側の雪が大きく迫り出し、幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こす恐れがあると判断されたとき。
運搬排雪	市街地や人家連担部の交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されたとき。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が０℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。
歩道除雪	歩道上の積雪深が 20cm 以上。

４．除雪パトロール

実施部長は、実施担当者からの報告に基づき、除雪機械の適当な指示及び作業後の路面の状況を確認するため、パトロールを実施するものとし、企業体においても出動等の判断のため、パトロールを実施する。

Ⅴ　計画の内容

１．除排雪の強化

除雪路線が冬季交通路の適切なネットワークを形成するよう他の道路管理者とも連携し均衡のとれた適切な除排雪レベルを確保するものとする。

イ．重要路線の除排雪強化

第一種路線のうち、特に交通量の多い重要路線（国、県道へのアクセス道路や主要な駅、医療施設、その他重要公共施設等への連絡道路）についてはより一層の除排雪レベルの向上を図り、豪雪時においても原則として２車線を確保する。

ロ．バス路線の優先的除排雪

公共交通の確保を図るため、バス路線の優先的除排雪に努めると共に、運行回数の多い路線については除排雪の強化に努める。

ハ．交差点除排雪の強化

円滑な交通確保のため、他の道路管理と連携し交差点の除排雪強化に努める。

ニ．除排雪作業の早期取り組みと効果的実施

早朝除雪を最重点とするが、日中においても降雪強度や路側堆雪状況に応じ、その出動時期を適切に判断し、早期除排雪に努める。

また、機種の選定やその組合せを適切に行い効果的な除排雪の実施に努める。

ホ．共同企業体への一括委託方式による除雪の実施

市内における優秀な除雪業者により企業体を形成し、市内の道路除雪（車道、歩道、交差点を含む）をエリアごとに一括して委託する。この方式は、除雪車の弾力的運用により効率的な除雪ができることや、企業体内の相互協力により除雪レベルを面的に向上させることができる等のメリットがある。

２．路面凍結対策等の強化

凍結・圧雪対策の強化を図るため、凍結防止剤散布車５台を配備し、橋梁や急坂路等に凍結防止剤の適時・的確な散布を一層進める。

３．歩道除雪の推進

歩道除雪については、安全な歩行者空間の確保のため、特に歩行者の多い駅、主要なバス停、学校、保育園やその他公共施設に通じる歩道を最重点として実施する。

４．地域ぐるみ除排雪活動の推進

地域の住民による共同除排雪活動が円滑、かつ効果的に実施されるよう地域ぐるみ除排雪活動の推進に努める。

５．除雪情報収集連絡体制の強化

除雪パトロールの強化など情報収集連絡体制の充実により、除排雪の効率化を図るとともに必要な情報については、適切に住民や一般通行車両に提供する。また、特に雪崩発生の恐れのある区間については、パトロールの強化を行うとともに、関係警察署とも緊密な連絡を取り、速やかに適切な対策（雪庇処理、通行規制等）を講ずる。

６．一般住民に協力を要請する事項

イ．雪下ろしの後始末の励行

屋根の雪下ろしの後始末が不十分なため、しばしば機械除雪後の車両の通行に支障が出るため、連担地区の自治会が緻密な連携を保ちつつ除排雪すること。また、雪止めのない屋根については、通行等の安全上からも早急に雪止めをすること。

ロ．側溝等による雪流し作業

用排水路へ流雪する場合、取水、終末処理等の現況を綿密に調査し、下流に及ぼす影響を十分考慮すること。

なお、市街地などで流雪のため、マンホールを開閉する場合は十分注意し、開閉責任者を定め、標識をたて、事故のないよう責任体制を確立しておくこと。

ハ．除雪障害物の撤去

道路上に物件（自動車、単車、ブロック等）を放置しないこと。自動車の故障などにより止むを得ず放置する場合は、必ず標識にて表示すること。

ニ．除雪により破損しやすい物件の防護措置

道路わきの構造物（地蔵堂、小屋、車庫のシャッター、塀、石垣等）は豪雪の場合、除雪等に被害をもたらす危険があるので、各関係者において予め、標識にて表示、または防護措置を講ずること。

ホ．自主的除雪

除雪道路は限定されているので、各自治会においても機械除雪等に依存することなく、自主的な除雪を心掛けられたい。（特に歩道について）

また、除雪については地元の協力が絶対に必要であることから、除雪についての要望や苦情は、行政推進員を通じて受付し、迅速に処理することとする。

７．豪雪時における除排雪体制の強化

豪雪時においても道路交通を適切かつ速やかに確保するため、緊急確保路線の指定、除雪機械の追加借上げや除雪機械やオペレータ等の動員及びその他必要な対策等を事前に確立し、除排雪体制の万全を期する。

８．雪捨場の確保

雪捨場は次表のとおりとする。

雪捨場は、ダンプトラック等の車による排雪場とし、雪を処理する専用バックホウ等を配置する。

令和８年　県・市　指定雪捨場

番号	地域	個　所	河川名	容量等(m3)	適　　用
1	城端	是安	山田川	無制限	城北橋左岸上流側
2	平	下出	庄　川	1,500	小谷川橋より下流
3	平	大島	庄　川	無制限	ﾍｱﾋﾟﾝｶｰﾌﾞと平橋の中間
4	平	下梨	庄　川	無制限	JA 給油所斜め前
5	上平	皆葎	庄　川	無制限	湯出島橋左岸上流
6	上平	皆葎	庄　川	無制限	小原橋左岸上流
7	上平	細島	庄　川	無制限	ことぶき館横右岸
8	上平	西赤尾町	庄　川	無制限	新屋橋下流左岸
9	上平	西赤尾町	庄　川	無制限	楮橋左岸旧国道
10	福野	柴田屋	旅　川	500	旅川会館橋左岸下流
11	井波	山見	大門川	1,000	JA となみ野 井波ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ前
12	福光	荒木	小矢部川	2,000	福吉橋右岸上流側

小規模な排雪については自治会の区域にある空き地等を利用するなど、市民との連携を図る。